

福岡県食品ロス削減県民運動協力店登録実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県が推進する「福岡県食品ロス削減県民運動」の趣旨に賛同し、食べられるのに食用にせず廃棄する食品（以下「食品ロス」という。）の削減への取組を実践する店舗を福岡県食品ロス削減県民運動協力店（以下「協力店」という。）として登録することにより、外食、食品販売における食品ロスの削減を促進するとともに、広く県民等に周知し、食品ロス削減に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 登録の対象は、福岡県内で営業する飲食店、宿泊施設及び食料品小売店（通信販売業者を含む。以下「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象にしない。

(登録要件)

第3条 県は、次の各号のいずれかの取組項目を1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1) 料理提供量の調整

（例：来店者の希望に応じたご飯や料理の量の調節、小盛メニューの設定）

(2) 食べ残し削減の呼びかけ

（例：宴会での「30・10運動」実施の呼びかけ、協力店である旨の呼びかけ）

(3) 店舗でのポスター掲示等による啓発活動

（例：ポスター掲示、食材を使い切るレシピの紹介、店内放送）

(4) 持ち帰りへの対応（持ち帰り可能な食品に限る）

（例：消費期限等を説明した上での食べ残しの持ち帰り対応、持ち帰り容器の提供）

(5) 特典付与

（例：食べきりを行ったグループ等に次回割引券、ドリンク券の付与）

(6) ばら売り、量り売り、少量パック等による食料品販売

(7) 閉店間際、消費期限間近等の割引販売

（例：消費期限間近な食料品や季節限定品などの割引販売）

(8) 上記以外の食品ロス削減につながる独自の取組

(取組内容)

第4条 協力店は、前条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めるものとする。

2 協力店は、県から交付されたステッカー、画像等を店舗又はホームページに掲示し、利用者へこの取組について、積極的にPRし、周知を図るものとする。

3 協力店は、県で実施する取組に関する各調査への協力に努めるものとする。

(持ち帰りへの対応)

第5条 第3条第4号に定める「持ち帰りへの対応(持ち帰り可能な食品に限る)」を実施する協力店は、次の各号に従い、持ち帰りの提供を行わなければならない。なお、持ち帰り可能な食品とは、十分に過熱調理を行い、常温で保存が可能な食品であって、店舗側が持ち帰り可能と判断したものをいう。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者(以下「希望者」という。)からの申し出があった場合に行うこと。
- (2) 持ち帰りの提供は、希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、希望者による自己責任となる旨を、希望者との合意の上に行うこと。
- (3) 協力店は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)などは、希望者からの要望があっても提供しないこと。
- (5) その他、持ち帰りの取扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

2 県は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

(申込方法)

第6条 協力店として登録を希望する店舗等の代表者(以下「申込者」という。)は、申込書(様式第1号)に店舗をPRする写真もしくは写真データを添付して県へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出するものとする。

2 県は、申込者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店一覧へ記載するとともに、ステッカー等を交付する。

(協力店の紹介)

第7条 県は、登録した協力店の取組内容等を、県ホームページ等に掲載し紹介するものとする。

2 申込者は、県に申込書を提出した時点で店舗情報を紹介することに承諾したものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は店舗を廃止する場合は、登録中止届(様式第2号)により県へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取り止めなければならない。

2 県は、登録中止届の内容を確認し、協力店一覧及び県ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第9条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届(様式第3号)

により県に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第10条 県は、協力店がこの要綱に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

2 協力店としての登録を廃止し、又は取り消された店舗は、県から交付されたステッカー等を速やかに撤去するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。